

令和 3 年度北九州市食品衛生監視指導計画
実施結果

令和 4 年 6 月

北九州市

目次

第一	はじめに	・ ・ ・ ・ ・	2
第二	監視指導の実施結果（基本的事項）	・ ・ ・ ・ ・	2
	1 施設への立入検査		
	2 食品等の収去検査		
第三	監視指導の実施結果（事業別）	・ ・ ・ ・ ・	5
	1 重点対策		
	2 市内流通食品の衛生対策		
	3 市内流通食品等の実態調査		
	4 食品、添加物等の一斉取締り		
	5 その他の関連調査		
第四	食品等事業者の自主的な衛生管理の実施	・ ・ ・ ・ ・	18
第五	関係者相互間の情報及び意見の交換 （リスクコミュニケーション）	・ ・ ・ ・ ・	18
	1 市民との情報及び意見の交換		
	2 消費者への食品等による危害発生防止のための情報提供		
第六	食品衛生に係る国際協力	・ ・ ・ ・ ・	20
第七	食品衛生に係る人材の養成及び資質の向上	・ ・ ・ ・ ・	20

第一 はじめに

北九州市では、市民の健康保護を図ることを目的に、食品衛生法第 24 条の規定に基づき北九州市食品衛生監視指導計画を毎年度策定し、保健所（東部生活衛生課・西部生活衛生課）を中心に食品衛生に関する監視指導を行うとともに、食品の安全に関する情報提供及び意見交換等を行っています。

監視指導等では、市内関係部局のほか、国や他自治体等の食品衛生担当部局や農林水産部局と連携して対応しています。

【本計画の実施区域】 北九州市内全域

【本計画の実施期間】 令和 3 年 4 月 1 日～令和 4 年 3 月 31 日

※令和 3 年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、感染拡大を防止する観点から、施設への立入、収去、リスクコミュニケーション事業等について当初計画より規模を縮小して実施しました。

第二 監視指導の実施結果（基本的事項）

1 施設への立入検査

これまでの違反履歴及び食中毒等の発生状況、業種、取扱い食品、施設規模等を考慮して効率的な監視指導を行い、次のとおり衛生上の不備等に対しては指導を行いました。

施設基準違反：0 件、管理運営基準違反：0 件、製造基準等違反：0 件、表示基準違反：16 件、その他：7 件

表 1 立入検査実施結果

対象施設	監視対象施設数	立入検査延施設数
	※R3 施設数 ← R2 施設数	
旧法許可を要する施設 ※1	12,806 ← 18,588	3,216 ← 4,942
旧法許可を要しない施設 ※2	9,489 ← 12,262	2,310 ← 2,780
改正法許可を要する施設 ※3	1,977	2,040
改正法届出を要する施設 ※4	6,642	1,403
総数	30,914 ← 30,850	8,969 ← 7,722

※1 令和 3 年 6 月改正前の食品衛生法に基づく許可業種：飲食店営業、喫茶店営業、菓子製造業、乳製品製造業、食肉処理業、食肉販売業、魚介類販売業、清涼飲料水製造業、そうざい製造業、添加物製造業 等

※2 令和 3 年 6 月廃止前の福岡県食品取扱条例に基づく許可業種：ところてん製造業、おきうと製造業、食品販売業 等

その他：社会福祉施設、病院、学校等の集団給食施設、野菜果物販売業、菓子販売業 等

※3 令和 3 年 6 月改正後の食品衛生法に基づく許可業種：飲食店営業、菓子製造業、魚介類販売業、食肉販売業、そうざい製造業、水産食品製造業、漬物製造業、みそ又はしょうゆ製造業、冷凍食品製造業 等

※4 令和 3 年 6 月改正後の食品衛生法に基づく届出業種：魚介類販売業（包装済みの魚介類のみの販売）、食肉販売業（包装済みの食肉のみの販売）、乳類販売業、野菜果物販売業、米穀類販売業、コンビニエンスストア、コーヒー製造・加工業、農産物保存食料品製造・加工業、調味料製造・加工業、製茶業、行商、集団給食施設 等

営業許可の申請時には施設に立入り、施設基準・管理運営基準の遵守状況の確認、食品の適正な取扱い等に関する指導を行いました。

表 2 営業許可の新規・更新申請数※

新規申請数		更新申請数	
改正法許可	旧法許可	改正法許可	旧法許可
2,025	428	0	42

※改正法施行日（令和3年6月1日）以降、旧法許可の有効期限が満了した後に営業を継続する場合、原則、改正法許可の「新規申請」を行うことになる。

以下の施設については、重点的に立入検査を行いました。

表 3 重点的に立入を行った施設

対象施設	監視対象施設数	立入検査延施設
総合衛生管理製造過程承認施設	1	4
特定食品製造施設	1,452	1,458
集団給食施設	1,218	917
大規模食品取扱施設（大量調理施設・大規模流通施設）	43	154
総数	2,714	2,533

2 食品等の収去検査

不良な食品の流通を防止するため、市内で生産・製造される食品及び市内を流通する食品を対象に、目的に応じた検査を行いました。

表4 収去検査実施結果

食品分類		検体数	不良 検体数	検査項目数	
				理化学検査	微生物学検査
				※R3 実施結果 ← R2 実施結果	
魚介類		130 ← 118 (34) ← (26)	1	530	139
魚介類加工品（かん詰・びん詰を除く）		145 ← 96 (4) ← (12)	0	968	205
肉卵類		50 ← 44 (0) ← (0)	0	358	10
肉卵類加工品（かん詰・びん詰を除く）		25 ← 23 (2) ← (0)	0	161	47
アイスクリーム類・氷菓		10 ← 10 (0) ← (0)	0	－	20
冷凍食品		0 ← 0 (0) ← (0)	0	0	0
穀類及び穀類加工品（かん詰・びん詰を除く）		18 ← 10 (0) ← (3)	0	14	30
野菜類・果物		224 ← 138 (52) ← (25)	0	38,345	144
野菜類・果物加工品（かん詰・びん詰を除く）		46 ← 45 (9) ← (0)	0	295	34
菓子類		56 ← 37 (2) ← (3)	0	75	101
清涼飲料水		26 ← 0 (0) ← (0)	0	208	39
酒精飲料		8 ← 4 (8) ← (4)	0	17	－
水・氷雪		51 ← 48 (0) ← (0)	0	－	117
かん詰・びん詰食品		8 ← 10 (8) ← (10)	0	14	－
その他の食品		20 ← 15 (1) ← (3)	0	53	39
添加物	化学的合成品及びその製剤	0 ← 0 (0) ← (0)	0	0	－
器具及び容器包装		9 ← 5 (3) ← (0)	0	45	－
乳・乳類加工品・乳製品		20 ← 0 (10) ← (0)	0	65	20
計		846 ← 603 (133) ← (86)	1 (1)	41,148	945

()内は、輸入食品の再掲

表5 違反食品の発見に対する措置状況（本市発見分）【1件】

No	食品名等	適用条項	違反内容	措置・指導事項等
1	赤貝	第6条2号	規制値超過 (規制値を超える麻痺性 貝毒の検出)	行政処分（回収命令）

第三 監視指導の実施結果（事業別）

1 重点対策

食品衛生法の改正や近年の食中毒の発生状況や市民の関心等を踏まえ、重点対策として、①HACCP に沿った衛生管理の普及推進事業、②食肉の衛生対策事業、③ノロウイルス食中毒予防対策事業を行いました。

各事業では、施設の立入検査、食品等の収去等検査、食品関係事業者や市民への啓発を行い、食中毒等の危害発生防止や制度の周知に努めました。

（1）HACCP に沿った衛生管理の普及推進事業

令和3年6月1日の本格施行に伴い、食品等事業者が円滑に HACCP 制度化に対応できるよう、施設への立入りや窓口の相談等を通じ、厚生労働省の業種別手引書や本市独自で作成した各種リーフレット等を活用し、周知や導入に向けた助言指導を行いました。

あわせて市内の食品関係施設を対象にチラシ等を郵送し、HACCP 導入に向けた支援を行いました。

表6 HACCP に沿った衛生管理の普及推進事業実施結果

対象施設	施設立入時の指導	手引書等の 郵送件数	講習会	
	延べ監視施設数		実施回数	参加人数
飲食店営業	1,455	741	14	487
食品製造業	1,171			
食品販売業	2,401			
給食施設	866	450		
合計	5,893	1,191	14	487

（2）食肉の衛生対策事業

近年多発している肉料理を原因とするカンピロバクター属菌や腸管出血性大腸菌（O157 等）による食中毒の発生を未然に防ぐため、次の対策を行いました。

食肉の処理（と畜場、食肉・食鳥処理業者）、流通（食肉販売店等）及び提供（焼肉店等の飲食店）の各段階に対し、施設の衛生管理や食肉の衛生的な取扱いについて指導し、拭き取り検査等を行いました。

また、食肉を取り扱う事業者に対する衛生講習会や市民を対象とした出前講演、啓発チラシ・情報誌・ホームページ等での情報提供、キャンプ場での啓発を行い、食肉の生食や、食肉の加熱不足の危険性について啓発に努めました。

令和３年度も引き続き、特に鶏肉に対する衛生対策に力を入れ、鶏たたき等生食料理を取り扱う飲食店に対し、重点的に指導を行いました。また、食肉の生食による食中毒の危険性について、大学生や一般市民に対してリスクコミュニケーションを行いました。

表 7 食肉の衛生対策事業実施結果

A. 監視指導及び収去等検査実績

対象施設	立入検査	収去等検査			
	延べ監視 施設数	対象食品等	検体数	検査項目	検査結果 [] 内は件数
と畜場	226	牛枝肉	24	中枢神経系組織由来物質 (GFAP) 残留量	GFAP の残留を確認 [0]
		牛・豚肉の拭き取り	132	生菌数、腸内細菌科菌群	
		牛・豚枝肉、内臓等	226	腸管出血性大腸菌 (O157, O26, O111) カンピロバクター属菌 サルモネラ属菌	
食鳥処理場	1	食鳥と体拭き取り、設備等	0	生菌数、大腸菌群 カンピロバクター属菌 サルモネラ属菌	
食肉処理業	110	ミンチ肉	0	カンピロバクター属菌 サルモネラ属菌	
飲食店営業等 (焼肉・焼鳥)	528	結着肉	0		
食肉販売業	61	馬刺し、鶏たたき等生食用	5		
食肉製品製造業	28				
計	954		387		

B. 衛生講習会開催実績

対象者	回数	延参加者数
と畜場従事者	14	47
食肉販売店・飲食店等	13	473
消費者等	2	91

(3) ノロウイルス食中毒予防対策事業

ノロウイルスによる食中毒の発生が特に増加する冬期に、飲食店、魚介類販売店、集団給食施設等の施設に立入り、衛生指導を行いました。

令和３年度は、前年度に引き続き、食中毒の影響が大きい病院、社会福祉施設等の集団給食施設や大量調理施設等に対して、消毒方法等の実技講習を含む衛生指導を行い、従業員の衛生意識の向上や施設長など責任者への啓発に努めました。

また、小学校等の施設に対して、手洗い啓発のための機材（解説 DVD 付き）の貸し出し及び技術的サポートを行い、北九州市オリジナルの「きたきゅう手あらいうた」を用いて、正しい手洗いを普及する取り組みを行いました。

その他、市内で生産される生食用から付かきのノロウイルス検査を行いました。

表 8 ノロウイルス食中毒予防対策事業実施結果

A. 監視指導及び収去検査実績

対象施設	立入検査	収去検査																					
	延べ監視 施 設 数	対象食品等	検体数	検査項目	検査結果 [] 内は件数																		
かき生産者	37	生食用から付かき	10	ノロウイルス	ノロウイルス検出 [0]																		
魚介類販売業	13	B. 衛生講習会開催実績																					
飲食店営業	1,367																						
菓子製造業	189																						
豆腐製造業	0																						
めん類製造業	0																						
食肉販売業	16																						
食品販売業	0																						
給食施設、学校等	869																						
計	2,491	<table><tr><th colspan="3">衛生講習会</th></tr><tr><th>対象者</th><th>回数</th><th>延参加者数</th></tr><tr><td>飲食店営業者等</td><td>29</td><td>1,166</td></tr><tr><td>高齢者社会福祉施設等</td><td>2</td><td>67</td></tr><tr><td>小学生等</td><td>0</td><td>0</td></tr><tr><td>消費者等</td><td>2</td><td>91</td></tr></table>				衛生講習会			対象者	回数	延参加者数	飲食店営業者等	29	1,166	高齢者社会福祉施設等	2	67	小学生等	0	0	消費者等	2	91
衛生講習会																							
対象者	回数	延参加者数																					
飲食店営業者等	29	1,166																					
高齢者社会福祉施設等	2	67																					
小学生等	0	0																					
消費者等	2	91																					

2 市内流通食品の衛生対策

市内で処理される獣畜や食鳥、市内で生産、加工又は製造される食品及び市内を流通する食品等の安全性確保と食品表示の適正化のために、以下の事業を行いました。

(1) 新表示基準に関する啓発指導事業

食品表示法で新たに表示基準が定められた食品、食品添加物について表示適正化のための監視指導、助言等を行いました。

表 9 新表示基準に関する啓発指導事業実施結果

A. 監視指導及び収去検査実績

対象施設	立入検査	収去検査			
	延べ監視施設数	対象食品等	検体数	検査項目	検査結果 [] 内は件数
食品販売業 食品製造業 菓子製造業	1,029	加工食品、生鮮食品、食品添加物	810	食品表示	食品表示法違反 [8]

B. 新表示基準に関する講習会開催実績

衛生講習会		
対象者	回数	延参加者数
飲食店営業者等	6	206
消費者等	1	42

(2) 輸入食品の安全性確保事業

国内流通の拠点である中央卸売市場や市内の大型スーパー等における輸入食品の収去検査を行い、違反・不良食品の発見に努めました。

表 1 0 輸入食品の安全性確保事業実施結果

対象施設	収去検査			
	対象食品等	検体数	検査項目	検査結果 [] 内は件数
魚介類せり売り業 魚介類販売業	生食用鮮魚介類	31	腸炎ビブリオ最確数 汚染指標菌 揮発性塩基窒素 等	成分規格違反等 [0]
	魚介類加工品	4	腸炎ビブリオ 食品添加物 等	成分規格違反等 [0]
	二枚貝	3	麻痺性貝毒	規制値（厚労省通知） 超過 [1]
中央卸売市場 食品販売業	野菜・果実	52	残留農薬 食品添加物	成分規格違反等 [0]
食品販売業 豆腐製造業	加工食品（穀類加 工品、菓子類 等）	43	食品添加物 組換え遺伝子 等	成分規格違反等 [0]
計		133	※検査検体数は全て他の事業の再掲	

(3) 獣畜等の処理の適正確保事業

獣畜等の処理の適正化を図るため、と畜場に搬入される獣畜（牛、馬、豚、めん羊、山羊）及び食鳥処理場に搬入される食鳥（鶏、あひる、七面鳥等）について、法令に基づいた検査により食用に適さない獣畜等を排除しました。

また、伝達性海綿状脳症（BSE 等）対策として、と畜場に搬入される対象獣畜（24 ヶ月齢超の牛のうち臨床症状を呈するもの、めん羊及び山羊のうち臨床症状を呈するもの）において、特定危険部位等の除去及び焼却を行うとともに、せき柱の適切な処理を指導しました。

表 1 1 獣畜等の処理の適正確保事業実施結果

実施内容	検査項目	対象食品等	検査件数	検査結果等 [] 内は件数
と畜検査	疾病等	牛（全頭）	9,025	とさつ・解体禁止 [0] 全部廃棄 [14] 一部廃棄 [1,4329]
		豚（全頭）	33,666	
		馬（全頭）	1	
		めん羊（全頭）	0	
		山羊（全頭）	0	
BSE等スクリーニング検査	異常プリオン タンパク質	牛	0	BSE 等陽性 [0]
食鳥検査	疾病等	鶏（全羽）	0	全部廃棄 [-] 一部廃棄 [-]

(4) 遺伝子組換え食品監視指導事業

市内のスーパー等で販売されているばれいしょ加工品について、安全性未審査の遺伝子組換え作物が混入していないことを検査して確認しました。また、市内の菓子製造業者等に対し、原料の管理と適正な表示に関する指導を行いました。

表 1 2 遺伝子組換え食品監視指導事業実施結果

対象施設	立入検査	収去検査			
	延べ監視施設数	対象食品等	検体数	検査項目	検査結果 [] 内は件数
菓子製造業 食品販売業 豆腐製造業	67	ばれいしょ加工品	10 (0)	組換え遺伝子	組換え遺伝子の検出 [0]

()内は、輸入食品の再掲

(5) アレルギー物質混入防止対策事業

食物アレルギーによる健康被害を防ぐため、市内で製造される菓子やパン等について、卵、乳を使用していないとする食品へ卵・乳成分の混入がないか検査で確認するとともに、製造工程での混入防止について指導しました。

表 1 3 アレルギー物質混入防止対策事業実施結果

対象施設	立入検査	収去検査			
	延べ監視施設数	対象食品等	検体数	検査項目	検査結果 [] 内は件数
菓子製造業 食品販売業 弁当・仕出し屋等	380	パン、菓子類 そうざい	12	特定原材料 (卵、乳)	卵成分の検出 [0] 乳成分の検出 [0]

(6) 魚介類等の衛生対策事業

魚介類による食中毒を予防するため、魚介類販売業者等に対して温度管理や表示に関する監視指導を行うとともに、魚介類の衛生的な取扱いやふぐに関する衛生講習会を行いました。

監視指導においては、生食用鮮魚介類や市内で生産されるから付かき等について腸炎ビブリオ等の細菌に関する検査を行い、成分規格に適合しているか確認しました。また、腸炎ビブリオを指標とした市場内の卸売業者が所有するいけすの水の汚染状況のモニタリング検査や、かき養殖業者が使用する浄化水の加工基準への適合状況の検査、魚介類加工品を対象にヒスタミンの検査を行いました。

さらに、フグによる食中毒を防止するため、流通の拠点である公設地方卸売市場において、有毒フグ（ドクサバフグ及び正体不明フグ）の排除に努めるとともに、魚介類販売店や飲食店等フグを取り扱う施設の監視指導及びふぐ処理師に対するフグ鑑別の徹底を指導しました。

表 1 4 魚介類等の衛生対策事業実施結果

対象施設	立入検査	収去検査			
	延べ監視 施 設 数	対象食品等	検体数	検査項目	検査結果 [] 内は件数
魚介類せり 売り業	64	二枚貝	5 (3)	麻痺性貝毒	規制値（厚労省通知） 超過 [1]
		魚介類加工品	27 (2)	漂白剤、腸炎ビブリオ、 ヒスタミン等	成分規格違反等 [0]
魚介類販売業	701	生食用鮮魚介類	25 (15)	＜共通＞ 腸炎ビブリオ最確数	市指導基準違反 [0]
		生食用かき	5	汚染指標菌 生菌数	成分規格違反等 [0]
		水、氷雪	37	＜かきのみ＞ E. coli 最確数 TTC テスト	
かき養殖業者	12	生食用から付かき	10	＜生食用鮮魚介類のみ＞ 揮発性塩基窒素	成分規格違反等 [0]
		海水（浄化前、浄化後）	14	＜かき浄化水のみ＞ 大腸菌群最確数	
飲食店営業等	316			（ ）内は、輸入食品の再掲	
計	1,093		123 (20)		

(7) 農産物の安全性確保事業

中央卸売市場及び市内の食品販売店、産地直売所等において、農産物の残留農薬検査及び柑橘類の防ばい剤検査を行いました。また、市内の食品製造業において原材料に含まれる残留農薬検査を行いました。

さらに、中央卸売市場内の野菜及び果物販売店を対象とした残留農薬等に関する衛生講習会を行い、知識の向上に努めました。

表 1 5 農産物の安全性確保事業実施結果

対象施設	立入検査	収去検査			
	延べ監視 施 設 数	対象食品等	検体数	検査項目	検査結果 [] 内は件数
中央卸売市場 (青果卸売業者・青果物販売店)	636	野菜 果物 穀類	224 (52)	残留農薬 〈柑橘類のみ〉 防ばい剤	残留農薬基準超過 [0]
食品販売業	29				
食品製造業	282				
計	947		224 (52)	()内は、輸入食品の再掲	

(8) 加工食品等の安全性確保事業

スーパー等で販売される食品等及び市内製造業者で製造される食品について、食品衛生法で定められた基準（成分規格、添加物使用基準、表示基準等）に適合しているか、立入検査及び収去検査により確認しました。また、食品等事業者に対して衛生講習会を行い、知識の向上に努めました。

表 1 6 加工食品等の安全性確保事業実施結果

対象施設	立入検査	収去検査			
	延べ監視 施 設 数	対象食品等	検体数	検査項目	検査結果 [] 内は件数
水産製品製造業 清涼飲料水製造業 食肉製品製造業 豆腐製造業 菓子製造業 その他食品製造業 食品販売業 等	2, 774	冷凍食品	0 (0)	食品添加物 汚染指標菌 成分規格等	成分規格違反 [0] 添加物使用基準違反[0] 表示違反[0]
		魚介類加工品	145 (4)		
		肉卵類加工品	25 (2)		
		野菜類・果物加工品	46 (9)		
		穀類加工品	18 (0)		
		アイスクリーム類・氷菓	10 (0)		
		菓子類	56 (2)		
		清涼飲料水	26 (0)		
		酒精飲料	8 (8)		
		水	50 (0)		
		かん詰・びん詰食品	8 (8)		
		乳・乳製品	20 (10)		
		その他の食品	20 (1)		
		食品添加物	0 (0)		
		器具・容器包装	9 (3)		
計	2, 774		441 (47)	()内は、輸入食品の再掲	

3 市内流通食品等の実態調査

市内を流通する野菜、食肉、魚介類等の食中毒菌や動物用医薬品による汚染状況等の実態調査を行いました。

(1) 食中毒菌汚染実態調査

食肉（生食用の鶏肉、結着処理等を施した肉等）、野菜（主に生食となる野菜、漬物用の野菜）について食中毒菌（大腸菌、腸管出血性大腸菌（026/0103/0111/0121/0145/0157）、サルモネラ属菌、カンピロバクター属菌）による汚染状況を調査しました。

表 17 食中毒菌汚染実態調査実施結果

収去検査				
対象食品		検体数	検査項目	検査結果 [] 内は件数
野菜類	トマト、レタス、 キュウリ、ニンジン 等	38(1)	大腸菌 腸 管 出 血 性 大 腸 菌 (026/0103/0111/0121/0145 /0157) サルモネラ属菌 〈生食用の鶏肉等〉 カンピロバクター属菌	大腸菌陽性 [1] 腸管出血性大腸菌陽性 [0] サルモネラ属菌陽性 [0] カンピロバクター属菌陽性 [0]
肉類	生食用食肉 等	5(0)		
加工食品	漬物	0(0)		
計		43(1)	() 内は、輸入食品の再掲	

(2) 畜水産物の残留有害物質モニタリング検査

厚生労働省実施事業の一環として、畜水産食品（食肉、鶏卵、生乳、養殖魚）に動物用医薬品等の残留がないか調査しました。

表 18 畜水産物の残留有害物質モニタリング検査実施結果

収去検査				
対象食品		検体数	検査項目	検査結果 [] 内は件数
肉卵類	牛（筋肉・肝臓・腎臓）	6(0)	動物用医薬品（抗生物質、 合成抗菌剤） 〈牛と鶏の筋肉のみ〉 残留農薬	動物用医薬品等の検出 [0]
	豚（筋肉・肝臓・腎臓）	30(0)		
	鶏（筋肉）	2(0)		
	鶏の卵	4(0)		
乳類	生乳	1(0)		
魚介類	養殖魚	20(6)		
計		63(6)	() 内は、輸入食品の再掲	

(3) 魚介類の汚染有害物質モニタリング検査

公設地方卸売市場を流通する魚介類について、重金属等の有害物質の蓄積量を調査しました。

表 19 魚介類の汚染有害物質モニタリング検査実施結果

収去検査				
対象食品		検体数	検査項目	検査結果 [] 内は件数
魚介類	天然魚	10(0)	P C B	有害物質の検出 [0]
	天然魚、養殖魚	20(3)	水銀	
計		30(3)	()内は、輸入食品の再掲	

4 食品、添加物等の一斉取締り

時期を定めて一斉に監視指導を行い、食品による危害発生の未然防止に努めました。

(1) 夏期一斉取締り

夏期に多発する細菌性食中毒等食品による事故の防止及び食品衛生の積極的な確保を図るため、重点的な監視指導を行いました。

特に、カンピロバクターや腸管出血性大腸菌 0157 等による食肉の生食等を原因とする食中毒や、腸炎ビブリオによる生食用鮮魚介類等の喫食を原因とする食中毒は、夏場に発生しやすいことから、適正な食品の取扱いについて指導を行いました。

(2) 年末一斉取締り

多種類の食品が短期間で大量に流通する年末に、積極的に食品衛生の確保を図る見地から、大量調理施設、大規模流通食品製造施設、魚介類販売業を行う施設等を対象に重点的な監視指導を行いました。

また、ふぐによる食中毒の発生を防止するため、ふぐ取扱い施設に対してふぐ処理師の遵守事項等、ふぐの適切な取扱いについて指導しました。

表 20 一斉取締り実施結果

	実施時期	対象施設	立入検査			収去検査		
			延べ監視 施設数	違反 件数	違反内容 [] 内は件数	検 体 数	違反 件数	検査結果 [] 内は件数
夏期 一斉	6月1日 ～ 8月31日	飲食店営業 大量調理施設 集団給食施設 食品製造業 食肉販売業 魚介類販売業 等	2,147	5	食品衛生法違反[1] 食品表示法違反[4]	232	0	成分規格違反[0]
年末 一斉	10月1日 ～ 12月28日		2,797	3	食品表示法違反[3]	127	0	成分規格違反[0]

※延べ監視施設数、収去検査件数ともに各事業の再掲

5 その他の関連調査

(1) 食中毒等健康危害発生時の調査

市内で食中毒の疑いがある事件が発生した場合、又は他自治体からの食中毒関連調査依頼があった場合は、速やかに危害の発生状況等の調査を行い、必要に応じて営業停止などの行政処分、施設の清掃・消毒指示、従業員に対する衛生教育等を行いました。

表 2 1 食中毒発生状況 【8件】

No	発生日	発生場所	原因施設	原因食品	摂食者数	患者数	死者数	原因物質
1	5月3日	門司区	飲食店	握り寿司等（推定）	3	1	0	アニサキス
2	8月19日	八幡西区	高齢者施設	ほうれん草の煮びたし	32	14	0	ウェルシュ菌
3	10月8日	八幡東区	家庭	ツブ貝	1	1	0	動物性自然毒 (テトラミン)
4	10月18日	門司区	家庭	ふぐ（魚種不明）	3	2	0	テトラドトキシン
5	1月2日	八幡西区	飲食店	仕出し料理（推定）	74	48	0	ノロウイルス
6	1月9日	小倉北区	飲食店	鶏コース料理（推定）	4	3	0	カンピロバクター
7	2月28日	門司区	魚介類販売店	魚介類の刺身（推定）	2	1	0	アニサキス
8	3月27日	門司区	家庭	しめ鯖	2	1	0	アニサキス
計					121	71	0	

※ 原因食品が特定できなかった場合は（推定）と表現しています。

表 2 2 食中毒等発生時の検査実施状況

検査項目 検体分類	食中毒菌	ウイルス	その他
関係者便・吐物	49	34	0
食品	14	0	1
施設・器具等拭き取り等	23	0	0

(2) 苦情・違反食品関連調査

市民からの食品関係営業施設に対する苦情や異物混入、変質等不良食品に関する苦情及び他自治体から違反食品等（食品に直接摂食する器具及び容器包装を含む。）に関する調査依頼があった場合は、速やかに調査し必要な措置を講じました。

また、関係機関の間で情報を共有し、合同で立入検査を実施するなど、連携して対応しました。

表 2 3 苦情処理実施状況 【197件】

内容	件数	主な事例	措置・指導内容等
異物混入	30	お好み焼きに毛髪が混入していた。	原因究明と再発防止を指導。
		サバのみりん干しに釘が混入していた。	原因究明と再発防止を指導。
		豚汁（冷凍食品）にハエが混入していた。	害虫対策、目視確認の徹底を指導。
腐敗・変敗等	12	天ぷらのレンコンが腐敗していた。	原因究明と再発防止を指導。
		ショートケーキの味が酸っぱかった。	原因究明と再発防止を指導。
		おでんから異臭がした。	検品や製造時の記録の作成、保存を指導。
カビの発生	3	スーパーで購入したむき栗にカビが生えていた。	商品撤去、原因究明及び再発防止を指導。
		焼肉のたれにカビが生えていた。	製造時の記録の作成、保存を指導。
有症苦情	64	ボイルホタルイカを喫食後、体調不良になった。	提供施設に対し、十分な加熱調理の徹底を指導し、他の苦情の有無を調査。
		弁当を食べて体調不良になった。	販売施設を調査のうえ、衛生指導を行い、他の苦情の有無を調査。
		焼鳥店で鶏肝のレア炙り等を喫食後、下痢・腹痛等を発症。	加熱不足の鶏メニューの提供自粛、衛生管理徹底を指導。
食品添加物関係	1	かつお梅から基準値を超えた安息香酸が検出された。	天然由来であることを確認（法違反なし）。
表示関係	15	消費期限切れの合挽ミンチを販売していた。	販売施設に対し、出荷時に消費期限確認の徹底を指導。
		原材料の表示がない弁当を販売している。	販売時のチェック体制の強化を指導。
施設の衛生	27	魚介類販売店が洗い物の水を側溝に流している。	当該施設に対し、廃棄物の衛生的な取扱いを指導。
		営業中に床掃除をしていて不衛生である。	食品を汚染しないよう清掃時に注意するよう指導。
		客が使わなかったスプーン等をそのまま使いまわしている。	当該施設に対し、衛生管理の徹底を指導。
食品の取扱い	16	購入したマーガリンが溶けていた。	温度管理の徹底と機器更新の検討を指導。
		飲食店で生の牛レバーを提供している。	食品衛生法違反であるため、提供をやめるよう指導。
		調理者がお玉で味見しており不衛生である。	当該施設に対し、調理器具の取扱い及び衛生管理の徹底を指導。
その他	29	八百屋で活魚を販売している。	直ちに営業を中止するよう指導。
		無許可営業をしている飲食店がある。	営業許可申請を指導（後日、営業許可取得済み）。

表 2 4 市内製造・流通食品等の違反に対する措置状況
(他自治体からの情報提供、又は調査依頼に基づき対応したもの)

A. 市内製造（輸入）業者に対する措置 【6件】

No	食品名等	適用条項 (食品衛生法)	違反内容	措置・指導事項等
1	バナナ	第 13 条第 3 項	基準値を超える残留農薬（ペルメトリン）を検出。	回収命令、廃棄を指導。
2	牛肉	第 6 条第 4 号	金属製異物の混入	製造施設を調査し、製造工程を確認。目視確認や金属探知機等のチェック体制の強化を指導。
3	焼肉のたれ	第 6 条第 4 号	カビが生えている	製造施設を調査し、製造工程を確認。加熱温度・時間や冷蔵・冷凍庫の温度を記録し、保存するよう指導。
4	かまぼこ	第 6 条 1 号	腐敗	製造施設を調査し、製造工程を確認。チェック体制の強化を指導。
5	サプリメント	食品表示法第 5 条	原材料等の表示欠落	販売中止を指導。
6	なまそば	食品表示法第 5 条	添加物表示の欠落	製造施設を調査し、適正な食品表示を指導。

B. 市内流通食品等に対する措置 【5件】

No	食品名等	適用条項 (食品衛生法)	違反内容	措置・指導事項等
1	魚卵	第 13 条第 2 項	基準値を超える残留農薬(デルドリン)を検出	市外業者への販売のみのため、本市内での流通はなし。
2	もつ鍋セット	第 13 条第 2 項	容器包装詰加圧加熱殺菌食品の製造基準に適合しない方法での製造	消費者へ販売済み。
3	生食用かき	第 13 条第 2 項	基準値を超える一般細菌を検出	一部回収を確認、他は消費者へ販売済み。
4	バナナ	第 13 条第 2 項	基準値を超える残留農薬(デルタメトリン及びトラロメトリン)を検出	一部回収を確認、他は消費者へ販売済み。
5	マンゴージュース	第 13 条第 2 項	基準値を超える酸化防止剤(EDTA - Ca・Na)を検出	廃棄措置を確認、他は消費者へ販売済み。

表 2 5 食品表示法に基づく対応状況

内容	情報回付件数	うち農政部局等との合同調査
産地偽装、消費期限改ざん等に関する事	3	1
「食品表示 110 番」に寄せられたものの再掲	1	1

※他自治体からの情報回付に基づき対応したもの及び、農林水産省が運営する「食品表示 110 番」に寄せられた情報のうち、九州農政局福岡県拠点から情報回付があり対応したもの。

(3) まつり等に係る調査

えびす祭、門司みなと祭、小倉・戸畑祇園、わっしょい百万夏まつり、まつり起業祭八幡等の祭や文化祭、大学祭等のイベントが開催される際には、食品の衛生的な取扱いについての指導及びろ店等の現地調査を行う予定でしたが、新型コロナウイルス感染症の影響により中止になりました。

(4) 総合衛生管理製造過程承認施設に対する検証・調査

総合衛生管理製造過程施設としての承認を受けている施設（市内1施設）の年1回の外部検証を行いました。

また、定期的に施設に立入り、衛生管理基準の遵守状況及び承認内容に係わる事項の実施状況を確認するとともに、それらの確実な実施を支援するための技術的・専門的な助言や指導を行いました。

(5) 夜間合同立入り

福岡県警、本市消防局及び建築都市局が合同で行う夜間査察に参加し、繁華街の飲食店に対して、営業許可の確認、施設及び取扱い食品の衛生管理等について指導する予定でしたが、新型コロナウイルス感染症の影響により中止になりました。

(6) 調査研究

北九州市保健福祉局主催の研究発表会へ2題の研究発表を提出しました。

第四 食品等事業者に対する自主的な衛生管理の推進

集団給食施設、飲食店、製造・加工施設等における自主的な衛生管理向上のため、営業者、食品衛生管理者、食品衛生責任者等を対象にして、講習会や立入検査時の情報提供及び助言を行いました。

表 2 6 衛生講習会実施結果

実施内容	実施回数	受講者数
事業者対象講習会	57	2,277
食品衛生責任者講習会への講師派遣	31	1,334

第五 関係者相互間の情報及び意見の交換（リスクコミュニケーション）

消費者に対して食品衛生に関する正しい知識や情報を提供し、関係者相互間の意見交換を促進するための事業を行いました。

1 市民との情報及び意見の交換

※については、新型コロナウイルス感染症の影響により中止しました。

（１）食品衛生懇話会

学識経験者、消費者、食品等事業者、生産者で構成された委員と食の安全に関する情報及び意見の交換、北九州市食品衛生監視指導計画についての意見交換を行うため、食品衛生懇話会を開催しました。

（２）食品安全シンポジウム※

例年は、「食の安全・安心」をテーマにシンポジウムを開催し、市民が学識経験者等と共に食品のリスクについて協議する機会を提供する。

（３）食品衛生カレッジモニター

食品衛生に対する理解を深めてもらうとともに、市の食品衛生行政に対する要望、意見等を聴くため、食物栄養学を学ぶ学生を対象に、食品衛生に関する講義、意見交換等を行うモニター事業を開催しました。

（４）食の安全たんけん隊※

例年は生産から消費まで、食の安全がどのように守られているか理解を深めてもらうため、小学校高学年の児童とその保護者を対象に、食品関連施設の視察及び食品検査を体験できる食の安全たんけん隊を開催する。

（５）食品衛生市民講座

消費者を対象に、食品衛生に関する正しい知識、情報の提供及び意見交換を行う講座として、保健所の YouTube チャンネルに「お肉による食中毒を予防しよう！」の動画を作成、配信しました。

(6) 一日食品衛生監視員委嘱事業※

例年は市民の食品衛生に対する関心を高めるため、市内の高校生を一日食品衛生監視員として委嘱し、保健所職員と共に、スーパーへの立入り体験や手洗い実習などを行う。

(7) 八幡西区健康まつり※

例年は八幡西区役所主催の八幡西区健康まつりに保健所職員が出展参加し、来場者へ食品衛生に関する啓発を行うため、パネル展示やクイズ、ゲーム、アンケート等を実施する。

表 27 リスクコミュニケーション実施結果

事業名	実施回数	参加者等	実施内容等
食品衛生懇話会	2 回	懇話会会員 学識経験者 2 名 消費者 3 名 食品等事業者 3 名 生産者 2 名 オブザーバー 市関係各課長等	最近の食品衛生行政に関する情報提供・意見交換 監視指導計画に対する意見聴取
食品安全シンポジウム	中止		基調講演 パネルディスカッション
食品衛生 カレッジモニター	1 回	栄養関係大学生 90 名	食品衛生に関する講義（食中毒等） 質疑応答
食の安全たんけん隊	中止		食品工場の見学 中央卸売市場の見学 食品検査の体験
食品衛生市民講座	動画配信により実施	一般市民等	食品衛生に関する講義（食肉による食中毒予防）
一日食品衛生監視員 委嘱事業	中止		衛生講習 食品取扱施設への立ち入り グループワーク
八幡西区健康まつり	中止		食品衛生に関するパネル展示、クイズ、アンケート

2 消費者への食品等による危害発生防止のための情報提供

食中毒予防や残留農薬等食品の安全性について、消費者を対象とした衛生講習会を行いました。また、家庭における食品衛生に関する知識等について、ホームページや広報紙等を通して情報を提供しました。

表 28 消費者対象講習会実施結果

実施回数	受講者数
1	170

また、前年度に引き続き、8 月を「食品衛生月間」と定め、この 1 ヶ月間は食品衛生思想の普及・啓発、食の安全性に関する情報提供の充実に努めました。

第六 食品衛生に係る国際協力

独立行政法人国際協力機構九州国際センター（JICA 九州）が実施する国際研修「食品衛生のための行政能力強化」コース（オンラインによる動画配信）において、研修資料を作成、提供しました。

参加者：9カ国、9名

第七 食品衛生に係る人材の養成及び資質の向上

食品衛生監視員、と畜検査員及び食鳥検査員に対して、以下の研修会、講習会及び協議会等に派遣するとともに、研究発表会の開催、参加等を通じ食品衛生に関する資質の向上に努めました。

- ・ HACCP 指導助言に係る食品衛生監視員の養成講習会
- ・ 全国（九州地区）食品衛生監視員協議会研究発表会
- ・ 全国市場食品衛生検査所協議会
- ・ 全国食肉衛生検査所協議会
- ・ 食品安全行政講習会
- ・ 市保健福祉研究発表会

また、新規採用及び異動に伴う新任職員を対象に「生活衛生関係新任研修」を行い、専門的な知識や技術の早期習得に努めました。

なお、「国立保健医療科学院派遣研修」「食品衛生検査施設信頼性確保部門責任者等研修会」は、新型コロナウイルス感染症の影響により中止になりました。

食品衛生に関する情報提供・相談窓口

保健所東部生活衛生課 小倉北区馬借 1-7-1 総合保健福祉センター 4 階
TEL 093-522-8728

保健所東部生活衛生課 小倉北区西港町 94-9 北九州市中央卸売市場管理棟 3 階
(広域食品指導係) TEL 093-583-2048

保健所西部生活衛生課 八幡西区黒崎 3-15-3 コムシティ 6 階
TEL 093-642-1818

保健福祉局保健衛生課 小倉北区城内 1-1 北九州市役所本庁舎 8 階
TEL 093-582-2435

区役所保健福祉課生活衛生担当

門司区 門司区清滝 1-1-1 TEL 093-331-1889

小倉南区 小倉南区若園 5-1-2 TEL 093-951-1030

若松区 若松区浜町 1-1-1 TEL 093-761-3769

八幡東区 八幡東区中央 1-1-1 TEL 093-671-0809

戸畑区 戸畑区千防 1-1-1 TEL 093-871-7568

○ 北九州市ホームページアドレス <http://www.city.kitakyushu.lg.jp/>

令和 3 年度 北九州市食品衛生監視指導計画（実施結果）

令和 4 年 6 月

北九州市保健福祉局保健衛生部保健衛生課

〒803-8501

北九州市小倉北区城内 1-1

電 話 093-582-2435

F A X 093-582-4037

e-mail ho-eisei@city.kitakyushu.lg.jp